

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

岐阜県後期高齢者医療広域連合

公表日

平成27年7月30日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度では、岐阜県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と岐阜県内の全市町村(以下単に「市町村」という。)が連携して事務を行う。</p> <p>基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ○市町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 <p>1. 資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者証等の即時交付申請 住民から個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 ○住民基本台帳情報(以下「住基情報」という。)等の取得、被保険者資格の異動 市町村から広域連合に住基情報等を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証を発行する。 上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 <p>2. 賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料賦課 市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。 ○保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに、当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 <p>3. 給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の処理を行い、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法 第9条及び別表第一第59号 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	資格電算課、給付課
②所属長	資格電算課長 伊藤 昭、給付課長 小倉 芳意智
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	○岐阜県後期高齢者医療広域連合 総務課 ○〒501-6111 岐阜市柳津町宮東一丁目1番地 ○電話:058-387-6368
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	○岐阜県後期高齢者医療広域連合 総務課 ○〒501-6111 岐阜市柳津町宮東一丁目1番地 ○電話:058-387-6368

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

